

再臨信仰をめぐる統制と弾圧 : 中田重治からきよめ教会への継承とその展開

著者	川口 葉子
雑誌名	キリストと世界
号	33
ページ	70-100
発行年	2023-03
URL	http://doi.org/10.34581/00002526

再臨信仰をめぐる統制と弾圧

中田重治からきよめ教会への継承とその展開

川口葉子

はじめに

ホーリネス弾圧の語り

1942-43年のホーリネス弾圧、すなわち日本基督教団第六部（旧日本聖教会）、第九部（旧きよめ教会）、東洋宣教会きよめ教会に対する検挙は、合計134名にのぼり、戦時下キリスト教に対する弾圧として最大規模であり、日本基督教団に対する組織的な弾圧として唯一のものである。

ホーリネス弾圧は、これまで「受難」として語られてきた。この事件を語った嚆矢である安倍豊造は、その経験を「受難の記録 — 戦時迫害下のクリスチャン」（『日本評論』25(8)、1950年）として記録した。その後も、米田豊・高山慶喜『昭和の宗教弾圧 — 戦時ホーリネス受難記』（いのちのことば社、1964年）や、証言集である山崎鷲夫編『戦時下ホーリネスの受難』（新教出版社、1990年）（『ホーリネス・バンドの軌跡』[1983年]の改題新版）などが当事者らの記録として公刊されている。

そのように、弾圧を経験した人々がこの事件を語り、記録するにあたり、「受難」というカテゴリーが選択されてきた。その「受難」には、キリストの受難が重ね合わされ、ただ信仰のゆえに迫害を受けたことが含意されていよう。

一方、和田洋一は、「ホーリネス系の人たちは、日本の戦争政策、ファシズムに抗してたたかい、その結果迫害されたのではなく、抵抗らしい抵抗をしていないのに受難者にされてしまったのである」と指摘する。「抵抗」と明確に区別された「受難」である。

このように、「受難」をめぐる語りは両義性をもつ。一方で国家・戦争への「協力」から区別された「受難」であり、一方で「抵抗」から区別された「受難」である。それゆえ、キリストへの信仰ゆえに弾圧され、国家と対峙した信仰として称賛される一方、国家への抵抗者としての評価から脱落する。しかし、その両義性ゆえに、国家・戦争への協力者か抵抗者かという単純な図式を回避するのであり、「協力」と「抵抗」とを固定した二項対立的なカテゴリから逸脱する。

しかしなお、「受難」としてのカテゴリを固定化することは、「受難」のうちに含まれる複層的な諸要素を捨象するものであり、「協力」と「抵抗」の対立図式を暗黙の前提として成立していることも踏まえてならない。ホーリネス弾圧のうちにある、「協力」と「抵抗」では捉えきれないものを拾い上げ、「受難」として語られてきたところに混在する諸要素に目を向けることで、キリスト教に向けられた国家統制の様相とその帰趨を明らかにするものとなろう。

きよめ教会に対する弾圧

本稿は、きよめ教会（日本基督教団第九部）を中心としたホーリネス弾圧についての研究である。中田重治（1870-1939）が始めた東洋宣教会ホーリネス教会は、中田の特異な主張を主原因として1933年に分裂し、1936年に和協分離が成立、日本聖教会ときよめ教会として発足する。日本聖教会は聖書学院の五教授が主導したグループで、日本基督教団第六部を経て、現在の日本ホーリネス教団などにつながる流れとなる。監督中田重治についてのグループがきよめ教会であり、中田の主張に賛同し、それを継承した。日本基督教団第九部を経て、現在の基督兄弟団や基督聖協団などにつながる流れである。

1 和田洋一「抵抗の問題—戦時下のキリスト者・自由主義者の姿勢に関連して」（『戦時下抵抗の研究 I キリスト者・自由主義者の場合』〔新装版〕みすず書房、1978年、19頁）

これまでに、中田重治の思想に注目した研究は多く存在するが、中田以後のホーリネスを捉えた研究や、ホーリネス弾圧それ自体の研究は限られている。² 弾圧に着目したものであっても、きよめ教会と日本聖教会の差異が明確に示されてこなかったことも指摘できる。ホーリネス全体が弾圧されている以上、一つに括られ、共通のものに目が向けられることは当然ではあるが、しかしその差異を踏まえることで、弾圧の根幹とともに、その適用の範囲が明らかとなろう。

これまでのホーリネス弾圧について書かれたものは、主に日本聖教会(第六部)を中心としたものであった。その理由として二つのことが考えられる。まず、これまでに明らかにされてきた裁判資料や当事者の記録の多くが、日本聖教会のものであったためである。前出の記録を著した安倍、米田、高山はいずれも第六部所属であり、自身の経験の記録が主となっている。³ その他にも、公刊されたものとして、車田秋次の予審調書・予審終結書⁴、菅野鋭の訊問調書⁵、池田政一の裁判記録・教団関係資料⁶があるほか、特高資料にも、東京での合同裁判における検事の論告が掲載されている。⁷ さらに、日本ホーリネス教団が所蔵する未公刊の資料として、米田豊、車田秋次、一宮政吉、蔦田二雄の調書の一部、安倍を除く東京での合同裁判の被告の上申書、戦後に書かれた車田、藤川卓郎らの手記があるという。⁸ 一方きよめ教会は、辻宣道『嵐の中の牧師たち』(新教出版社、1992年)な

2 主なものに、上中栄「十五年戦争期のホーリネスと天皇制」(富坂キリスト教センター編『十五年戦争期の天皇制とキリスト教』新教出版社、2007年)、土肥昭夫「ホーリネス弾圧の歴史的意味」(『福音と世界』39(12)、1984年)

3 安倍はさらに、『悪より救い出し給え』(聖霊行伝第6巻、キリスト新聞社、1962年)において、詳しい記録を残している。

4 『車田秋次全集 第6巻 日記2』いのちのことば社、1985年、339-527頁

5 尾花晃・土屋和彦編著『殉教―菅野鋭牧師訊問調書』HANA出版、1996年

6 土岐祐子「治安維持法下の宗教弾圧史料」(『恵泉アカデミア』5、2000年、38-63頁)

7 同志社大学人文科学研究キリスト教社会問題研究会編『特高資料による戦時下のキリスト教運動Ⅱ』(オンデマンド版)、新教出版社、2003年a、378-402頁

どに多少の記録が掲載されているものの、日本聖教会と同数程度の検挙者にもかかわらず、裁判資料は特高の資料に断片的に見出される程度であり、また管見の限り、これまで訊問調書は明らかになっていなかった。⁹このように、資料的な制約が一つ目の理由である。

二つ目の理由は、分裂の主要因にもなった中田重治の主張に対する「脱線」「逸脱」としての評価である。その内容については後述するが、1975年に刊行された『中田重治全集』第二巻には、『聖書より見たる日本』（1933年）を入れることについて、刊行委員会に強い反対意見があったことが記されている。¹⁰掲載に際して付された千代崎秀雄の注では、中田が時代の影響を受け、聖書に〈読み込み〉を行ったことが批判的に分析された。¹¹分裂を引き起こした中田の特異な主張は「逸脱」と評価され、「伝統的な四重の福音から逸脱した、中田重治監督が強調する再臨観と日猶同祖論、愛国主義が混然一体となった路線へ多くのホーリネス信者が追従していった」¹²と、中田に追従した信者たちも同じように見なされた。

しかし、中田の思想を分析した芦田道夫は、「中田重治の晩年の問題を『脱線』『逸脱』と表現されることがあったが、それはむしろ千年期前再臨説の徹底であり、帰結であると言うべきであろう」¹³と指摘する。中田の思想的な評価は本稿の主眼ではないためそれ以上取り上げないが、それをど

8 上中、前掲論文、452頁

9 現在は、後述するように、国立国会図書館憲政資料室に森五郎の訊問調書が残されているほか、同志社大学神学部にも、木田文治、大江捨一、桑竹蔵の訊問調書が残されていることがわかっている。

10 安藤仲市「序」（『中田重治全集』第2巻、中田重治全集刊行会、1975年、2-3頁）

11 千代崎秀雄「中田重治の信仰思想と時代—「聖書より見たる日本」の注として」（『中田重治全集』第2巻、7-25頁）

12 中村敏『中田重治とその時代—今日への継承・教訓・警告』いのちのことは社、2019年、172頁

13 芦田道夫『中田重治とホーリネス信仰の形成—その神学的構造と歴史的系譜』福音文書刊行会、2007年、123頁

のように評価するかにかかわらず、中田の主張を受け入れ、受け継いだ多くの信者がいたのであり、彼らはその信仰を生きたのである。本稿は、中田の主張とそれを継承したきよめ教会を通して、その信仰の世界に注目する。

以上を踏まえ、本稿は、中田以後のきよめ教会を捉え、彼らが継承した再臨信仰とその主張を弾圧との関係において論じる。まず中田の主張を捉えたのち、それがきよめ教会に継承され、時局のなかで展開されたことに注目する。次に、そのような終末観をとまなう彼らの再臨信仰が、国体を否定するものとして突きつけられ、弾圧と統制のなかでそれが克服されていったことについて、再臨信仰が国体に規定されていく過程として検討する。

第1章 中田重治ときよめ教会

第1節 中田重治と「日本民族の使命」

本稿の中心となるきよめ教会の再臨信仰について、まずは、きよめ教会が受け継いだ中田重治の終末思想を検討する。

中田重治は、1870（明治3）年弘前で生まれた。東京英和学校神学部（のちの青山学院）を退学後伝道者となったが、1897年にムーディー聖書学院に留学し、聖化の経験をする。帰国後、メソジストの伝道者として巡回伝道を行ったのち、来日したカウマン夫妻とともに、1901年に中央福音伝道館を創設した。1917年、東洋宣教会ホーリネス教会を設立して監督に就任し、新生、聖化、神癒、再臨という「四重の福音」を掲げた。1918年からは、内村鑑三、木村清松とともに再臨運動を展開している。

ホーリネス教会は創設のころより急速に教勢を拡大し、特に1919年、1930年のリバイバルによって大きく拡大した。前述したように、1933年、聖書学院の五教授と監督中田が対立し、ホーリネス教会は分裂に至ることになるが、本稿は、この分裂後の中田とその継承に注目するものである。

中田の基本的な終末思想は、ブラックストーンの『耶蘇は来る』（中田

重治訳、1917年)に依拠したものである。千年期前再臨説をとるもので、簡単にまとめると、終末にキリストの空中再臨・聖徒の空中携拳があり、その後患難時代を経て、キリストの地上再臨により千年王国が樹立され、キリストが王となって統治する。その後、最後の審判があり、新天新地が出現するというものである。それらが当時のホーリネス教会共通の終末思想であった。

しかし、この終末思想に中田独自の主張が付加されたことが分裂を招くことになった。それが、終末におけるイスラエルの回復のための禱告と、日本民族に託された神からの使命であり、日本の民族的救いにも及ぶものである。

中田は1932年11月、淀橋聖会で「聖書より見たる日本」という6回の講演をし、翌年その内容が、ホーリネス教会出版部から出版された。またこのテーマに関連して、『民族への警告』(1933年)、『知られざる一国民』(1933年)、『日本人とユダヤ人』(1935年)などの著作も相次いで出版されている。

『聖書より見たる日本』では、「日本民族が主の再臨に関係がある民である事、殊に其に伴ふユダヤ民族の恢復に親密なる関係ある事を見出したので、本書を著はす事になった¹⁴」と説明し、日本民族の優秀性を説き、日本民族の起源とユダヤ人との関係を立証しようとしたうえで、第八章以下を力説する。

第八章「日東よりの援助者」では、聖書を用いて「日本民族」に与えられた使命について語る。中心となるのは、イザヤ書41章2節と46章11節である。「たれか東より人をおこし」「われ東より驚をまねき」にある「東」とは、原語から言えば「日出る国」の意味で日本を指す。この東から起こる援助者は、「第一イスラエル人民の救の為に祈る大使命をもつて居る者であり、第二に偽キリストに加担して世界の平和を破る者を征服する役目を有する者¹⁵」である。この「東より来る民」が東から西へと大陸に

14 中田重治『聖書より見たる日本』ホーリネス教会出版部、1933年、2-3頁

15 中田、前掲書、108-109頁

向かって武力をもって発展し、最後に偽キリストに与する王を抑えつけることが「預言」されているといい、それが朝鮮の併合、満洲の日本支配と結びつけられている。¹⁶

続いて、第九章「日出る処より登る天使」では、黙示録7章1-4節から主張する。「四人の天使」は「四大人種」である「スラブ人種」（ロシア人、ポーランド人、モラビア人）、「チュートン人種」（ドイツ人、オーストリア人）、「ラテン人種」（イタリア人、フランス人、スペイン人、ポルトガル人、ルーマニア人）、「アングロサクソン人種」（イギリス人、アメリカ人）であるとし、彼らが悪魔の手先となって世界の平和を乱し、イスラエル人を苦しめるが、それを救うために「日出る方より登り来たる天使」が、日本国民である。「四人の天使」の解釈は、アメリカの聖潔の伝道者であったゴッドベアの説から暗示を受けたといい、その上で日本民族についての独自の解釈が加えられている。¹⁷「印する」とは、イスラエル人に神の選民としての自覚を起こさせることで、それによって彼らは故国に帰還しようとするのであり、イスラエルの回復について日本民族に使命と責任があるとするのである。¹⁸

第十一章「北の王と南の王との戦争」では、ダニエル書11章40-45節から、世界の最終戦争であるハルマゲドンの戦いについて語る。終末に北の王と南の王の衝突が勃発するが、北の王とは、ロシア、ドイツとその付近の小国の結託した軍勢、すなわちスラブ、チュートンの連合軍であり、南の王とはアングロサクソンとラテンの連合軍、すなわちその勢力下にあるアフリカである。両者が衝突して「ユフラテ附近」を中心に世界的大戦争が勃発するのであり、それが「ハルマゲドン大戦の序幕」となると推測されている。¹⁹各国は軍備を備え、日本もアメリカや中国、ロシアなど仮想敵国を設けて戦備の充実を期しているが、目の開かれた者には、この来る

16 中田、前掲書、114-115頁

17 中田、前掲書、124-125頁

18 中田、前掲書、126頁

19 中田、前掲書、143-145頁

べき全世界の大戦争に無意識に備えているのがわかるとし、ハルマゲドンの戦いという全世界の動乱を止めるために日本の軍備が用いられるとする。「全地の諸王等はハルマゲドンに集合し、恐るべき大戦争が此処に始まるが、其処へ日出る国より諸王等の連合軍が進軍し来つて、戦を止めしめるのである」²⁰。

やや長く引用してきたが、中田は、たびたび世界情勢と結びつけながら、聖書の預言としてこれらを語る。役重善洋は、『聖書より見たる日本』に、関東軍の「西進論」が組み込まれていることを指摘しているが²¹、中田にとって第二次世界大戦に向かう世界情勢は聖書の預言に直結し、預言の実現として日本の大陸進出が読み取られていく。その関係のなかで、日本民族に特別な意味が付与されていくのである。

前述したように、以上のような中田の主張によって、ホーリネス教会に分裂がもたらされることになる。1933年秋、中田は聖書学院の教授らに対し、自分の方針に従って教えるように要求した。その要求を拒んだ車田秋次ら5人の教授（五教授派、委員会派）と監督派の対立となり、五教授が主導して臨時総会を開催して中田を監督から解任し、中田はこの総会を無効として、反対に五教授を解任する。

五教授は、中田に対し、監督の方針と所信に対して合致しない点として、次のように伝えた。²²特にその所信について、「従来我教会の重大使命の一として取り来れる伝道と救霊を軽視し且つ無関心の態度を取り更に之を否定するが如き言動ある事」「ユダヤ人の民族的回復と其建国の為の祷告

20 中田、前掲書、150-151頁

21 役重善洋『近代日本の植民地主義とジェンタイル・シオニズム—内村鑑三・矢内原忠雄・中田重治におけるナショナリズムと世界認識』インパクト出版会、2018年、317頁。同書では、「ホーリネス教会の伝道活動が日本の大陸進出と表裏一体のかたちで行われ」（314頁）、軍部の宗教工作の一環となっていたことも示されている。

22 監督中田重治、臨時監督局補佐森五郎ほかの連名で五教授に対する免職を伝える「緊急局報」（1933年10月20日付）に掲載された「昭和八年九月廿二日附教授宛御書信に対する回答」（同年10月12日付）による。

が我教会の主なる使命となれりと称せらるゝ事」「現在に於ける個人的救ひよりも患難時代に於ける我民族の民族的救と使命を力説せらるゝ事」という三項目である。このように、中田がイスラエルの回復、日本の民族的使命と救いを強調するようになったことが分裂の主原因である。²³

第2節 きよめ教会への継承

一方、中田に従った教師や信徒らは、中田の日本民族に関する主張に対しても賛同し、受け入れていた。木田文治は、分裂前の1933年にホーリネスに加盟した動機が、「昭和七年ノ夏中田監督ノ信州沓掛ニ於ケル日本民族ノ使命ナル講演ニ大イニ共鳴シタコトニアル」と検挙された際に述べている。また、分裂後の1934年3月の第十六年会信徒会では、出席者300人余りが満場一致で以下の決議を可決した。まず信仰問題として、「中田監督ノ主唱スル所『ユダヤ人の民族的恢復と其建国』ノ為ノ祷告ハ我教会ノ一使命ナリト認ム」「我等ハ現時ニ於ケル救ヲ信ズルト共ニ艱難時代ノ末葉ニ於ケル我ガ民族的救ヲ信ズ」とし、行政上の問題についても、「監督政治ハ我ガ教会ノ主体ニシテ中田監督ノ監督権ハ之レヲ擁護ス」「五教授ヲ免職シタル中田監督ノ行為ハ正当ナル監督権ノ行使ナリト認ム」など、中田の主張及び行動に対し、全面的に同意した。²⁴ 中田に従った彼らは、中田の主張を信奉し、それを自らの信仰として受け入れていたのである。

分裂後は、中田の主唱する日本民族やイスラエル民族についての教えが

23 ただし中田自身は、伝道や救霊をないがしろにしたわけではないと抗議する。民族運動について述べるなかで、「民族運動と救霊会とは別々のもののやうに思ふ事は間違である。其集会に出席して民族としての自覚をもつのみならず、個人としても罪人である事を曉りて主耶蘇を信ずるやうに導かねば、其運動は徒勞である」「十字架なしの民族運動は世間にある日本精神の勃興運動と大した差異がない事になる。之れなれば未信者でも出来る事である」と、民族運動が救霊をともなうものであると主張する。（『きよめの友』1513号、1936年1月30日）

24 「第三回被疑者訊問調書」（『木田文治訊問調書』5頁、同志社大学神学部所蔵）

25 『きよめの友』1419号（1934年4月12日）

盛んに唱えられるようになる。1934年には「民族運動」が盛んに行われ、朝日新聞社講堂での「基督教民族運動」（7月）のほか、京都や熊本でも実施された。イスラエル回復のための祈りと、そのために果たすべき日本民族の使命を唱えるものである。

また同年の機関紙には、「日本民族の使命」という歌が紹介されている。²⁶

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| 一、 亜細亜の東に咲き誇る
朝日に映ゆる我が民の
(コーラス) | 大和桜をその儘に
使命は重し天地に |
| 起てよ我が聖徒らよ
示せ光を、 | 祈れよ燃えて
果せよ使命！ |
| 二、 日出る国に伸ばされし
我が同胞よ 日の民よ | 摂理のみ手に醒されし
勇みて守れ神の道 |
| 三、 日なり盾なる神の手は
三千年のその昔 | 我が日の本とイスラエル
結び給ひし奇しさよ |
| 四、 進めよ世界の中央に
詛ひは去りて地は康し | 築けよサレムの石垣を
神の聖国の光輝に |
| 五、 主の召受けし新婦よ
我が主の愛に燃やされて | 血潮を流して苦禱せし
祈れ榮を得るまでは |
| 六、 義の太陽の昇る朝
薫りは高し日の丸の | 六千年の夜は明けて
菊に桜のその姿 |

この歌は、1935年刊行の『大和民族の歌』（中田重治編、ホーリネス教会印刷部）に、「東亜の天使」「東方の鷲」などととともに所収された。後述するように、民族運動などの大会で歌われたことが記録されている。

ホーリネス教会の分裂はその後、和協委員の阿部義宗、星島二郎、松山常次郎、渡辺善太の尽力があり、1936年10月に和協分離が成立した。監

26 『きよめの友』1421号（1934年4月26日）

督派は同年12月25日をもって、引き続き中田を監督とするきよめ教会として発足し、五教授派は委員会制をとって日本聖教会となった。きよめ教会はただ四ヶ条からなる会則をもち、「本教会ハ純監督政治ヲ採用ス」（第二条）と定め、さらに「監督ハ終身職ニシテ本教会ノ信仰行政、財政及ビ全般ニ亙リ指導監督スル者トス」「監督ノ後継者、教役者及ビ職員ハ凡テ監督ノ任命スルモノトス」と規定した。²⁷ 監督令が出されることもあり、²⁸ 中田の監督としての強権性を強く保持したものである。

第3節 中田の時局言説

『聖書より見たる日本』（1933年）において、日本の大陸政策が聖書の預言と結びつけられているのを先に見たが、中田は『民族への警告』（1933年）においても、北の王と南の王の戦いがユーフラテス河で起こることを述べた上で、「最近の世界の動きは着々と之に向つて運ばれつゝあるではないか」²⁹と記すなど、進展する世界情勢を、明確に終末のしるしとして捉えている。

さらにそれは、1937年の日中全面戦争以降、顕著なものとなる。中田は盧溝橋事件直後、機関紙に、「北支事変の重大性」と題して次のように記す。

日本国は他国を侵略して己が領土となさんとする野心は毛頭有て居らぬ。併し神より与へられたる使命即ち東洋のみならず全世界に神の御国が来るために大陸に向つて進出する——此使命を沮止せんとする反対をば打破つて行く事をする。神は此目的遂行のために道を開き居給ふのである。我等はこれを神の摂理から信仰的に見て居るのであ

27 『きよめの友』1558号（1934年12月10日）

28 1937年1月10日に監督令第一号が出され、一年間に一人以上をキリストに導く倍増運動に従事するよう教役者と教会員一同に命じ、誓約書に署名捺印して主任福音使に渡すことを命じた。（『きよめの友』1565号、1937年1月28日）

29 中田重治『民族への警告』ホーリネス教会出版部、1933年、64頁

る。神は必ず北支の人々の福祉のためにも此事を速になし給ふ事を信じて居るものである。³⁰

中田にとって日本軍が大陸に向かうことは神が開いた道であり、さらなる進出のために教会を挙げて祈り、協力することを指示する。監督による通知（7月16日付）には、「日本国家ノ一員トシテ各自ハソノ部署ヲ守リ忠実ニ職務ヲ果シ以テ奉公ノ実ヲ挙ルト共ニ、日夜我が国家安泰ト、日頃聖書ニヨリテ啓示セラレ居ル我が大和民族使命達成ノタメ愈々切ニ祷告セネバナラヌ」としたうえで、皇軍将兵への慰問袋の発送が指示されている。

きよめ教会は日中戦争を「我国肇国以来の大理想遂行の発足」とみなし、「皇軍の全勝と東亜新秩序建設、更に此際こそ民族を挙げ基督信仰に帰するやう熱烈なる祈祷と警告³¹」を活動の中心とした。1938年のペンテコステには、聖書学院で8日間の民族運動が開催され、「神の国の出現、イスラエルの恢復、特に皇軍の全勝と、皇国の使命遂行の為に熱心なる祈祷」がなされた。賛美には、大和民族の歌が愛国行進曲とともに歌われた。³²

繰り返し述べてきたように、中田は世界情勢と聖書の預言を結びつけており、日本軍が大陸に進出することは、東から進む日本民族についての預言の実現であった。それにより、中田はこの状況を次のように述べる。

我等は神の聖言により、今度日出る国は如何になるかを知らせられて居るから支那事変についても、万事は預言通りに進んで居るのを見て厳かなる思に充されて居る。終局はイスラエルの恢復といふ所まで行くので、其道程に於る日本は大役を演ずるといふ、実に痛快極りなき事が今後起るのである。³³

30 『きよめの友』1590号（1937年7月22日）

31 日本基督教聯盟年鑑部編『基督教年鑑 昭和15年』日本基督教聯盟年鑑部、1936-1939年、65頁

32 『きよめの友』1637号（1938年6月16日）

33 『きよめの友』1608号（1937年11月25日）

中田は、戦争の進行する情勢を「万事は預言通り」と捉え、この戦争によって預言が実現しつつあるとする。預言通りに、この戦争において日本が使命を果たすのであり、それに協力することが神の聖旨であると捉えられた。それによって、中田ときよめ教会の、戦争への全面的な賛同と協力がもたらされたのである。

したがって、きよめ教会にとって日本という国家は特別な意味をもつものであり、それゆえにきよめ教会はきわめて愛国的な性格をもった。1939年、きよめ教会は中田の死去間際の年会で、「きよめ教会綱領」として以下の三項目を決定する。

一、我等ハきよめ教会員ナリ。神カ中田監督ニ啓示セル聖書ノ予言、十字架ノ贖ノ目的ナル神ノ国出現ヲ信シ、個人、民族、及ヒ全宇宙ノ救ヲ信ス。

一、我等ハきよめ教会員ナリ。きよめ教会ハ中田監督カ福音ニヨリテ創設セル基督教ニシテ、日本精神ニ立脚シ、各自職分ヲ尽シ、国策ニ順応、国運ノ進展ヲ期ス。

一、我等ハきよめ教会員ナリ。中田監督ノ指導ヲ奉シ、一致団結福音ノ宣伝ニ当リ、我日本ノ国是タル八紘一字ノ達成、即チ神国ノ実現ヲ祈ル。³⁴

中田への忠誠が示されたうえで、「日本精神に立脚」して「国策に順応」すること、「八紘一字の達成、即ち神国の実現」など、国家主義的な言葉を用いて、教会の目指すところを表明する。

中田によるものではないが、この綱領の解説では、きよめ教会の国家に対する考えを明らかにしている。

34 『きよめの友』1685号（1939年5月18日）

或る教派は、教会至上主義を称へ、其観点から国家を見て居り、教会は国家の“見張り役”だと考へて居る。此考へは危険な考へである。我等の考ふる処は教会は目的でなく手段であるとする。されば国家が神の聖意をなし神の国に副ふものとなる為に教会は大に努むべきである。然も神意に従つて行動して居る我日本の国策に我等は順応しなければならぬ。我等きよめ教会員は誰もが中田監督に倣ひ真に我国家を熱愛するものである。³⁵

教会を国家の「見張り役」とする他の教派と異なり、きよめ教会にとって、教会は「手段」である。日本は神の意に沿って行動しているのだから、「手段」である教会は国策に順応すべきとするのである。

きよめ教会にとって日本は、聖書に預言されている特別な国であり、神から使命が与えられた特別な国家であった。それゆえ、国家に従い、その国策を果たすことが教会の働きとされた。国策の実現が聖書の預言の実現とされ、日本民族の使命を果たすことと結びついていたゆえに、戦争に賛同し、協力し、皇軍の勝利を祈り求める信仰が生み出されたのである。

第2章 千年王国と天皇統治

第1節 「日本民族の使命」の時局的展開

1939年9月に中田が死去し、さらに1941年の日本基督教団成立にあたり、きよめ教会は第九部として加入する。中田の死はきよめ教会にとって大きな出来事であり、1940年に尾崎喬一らのグループとの分裂を引き起こすものともなった。彼らはきよめ教会青壮派（正統派）を名乗り、これはのちに宗教結社東洋宣教会きよめ教会として、日本基督教団第六部（旧日本聖教会）、第九部（旧きよめ教会）とともに、ホーリネス系三教会として検挙されることになる。

35 『きよめの友』1698号（1939年8月17日）

中田の死と教団への加入は、きよめ教会にとって、その信奉する教義に変更をもたらすものではなく、中田の教えが継承された。檢挙当時、木田文治は、「中田監督ノ著書ハ何レノモノモ私ノ思想、信仰トハ矛盾相違シタモノハアリマセン」³⁶と述べている。大江捨一も、きよめ教会では中田による著作が重視されていたとして、『民族への警告』を「故中田重治以来ノ我々教会ノ教義ノ基本」、『日本人とユダヤ人』は「我々ノ教会第九部ノ教義トスル中田重治ノ教ヘガ全篇ニ渡ツテ居ルモノ」、『聖書より見たる日本』は「我が教会ノ教義ノ基本ニナルベキモノ」として、「信者一般ニ薦メルト共ニきよめ教会教職受験者ノ必読書ニモ推薦」³⁷したと述べている。また大江は、1942年5月に上田きよめ教会で、「聖書の予言と日本民族の使命」と題する説教講演をなしたことも述べている。³⁸

日本民族に関する中田の教えが、きよめ教会において中田の死後も継承されていたことがうかがえるが、しかし中田の死後拡大する戦局のなかで、さらなる展開を見せることになる。特に、1941年の太平洋戦争の開戦は、中田による聖書の預言が実現したものと喧伝された。

特高は、「きよめ教会長老派理事」である大江捨一の1941年12月24日の警視庁視察員に対する言動として、次のように記録する。

今次の大東亜戦争は之を通じて此の世界はセムの時代に転換する重大意義を持つ戦争であるから（中略）此の戦禍は尚益々拡大し遂に最後のハルマゲドンの戦に進展するのではないかと思はれる。イスラエル民族をしてその故国パレスチナに復帰せしむべき重大使命を果すのが日本である。此の事は中田監督は十数年前より預言されて居りましたが、今こそ此の神の使命を果すべき時に日本は来てゐるのである。³⁹

36 「第二回被疑者訊問調書」（『木田文治訊問調書』9-10頁）

37 「第二十三回被疑者訊問調書」（『大江捨一訊問調書』5、7、10-11頁。同志社大学神学部所蔵）

38 「第十九回被疑者訊問調書」（『大江捨一訊問調書』15頁）

太平洋戦争が世界最終戦争であるハルマゲドンの戦いに至るとし、そこで日本がイスラエル人のパレスチナへの帰還を援助するという神の使命を果たすと述べられる。太平洋戦争という新たな局面が、日本民族の使命の進展として捉えられている。

このように、中田の死後も、きよめ教会には「日本民族の使命」の主張が継承されており、さらに時局のなかで読み込まれた。特高もそれをよく理解し、検挙へと向かっていくことになる。

第2節 天皇統治の廃止

1942年6月26日から始まるホーリネス系三教会の教師らの検挙は、第一次検挙が日本聖教会が41名、きよめ教会が44名、東洋宣教会きよめ教会が11名の計96名で、翌年も合わせ、合計134名に上った。

検挙から半年あまりを経た1943年1月中旬、大審院検事局は、日本聖教会（日本基督教団第六部）、きよめ教会（日本基督教団第九部）、東洋宣教会きよめ教会（きよめ教会正統派）の「共通定義」を決定した。これが、それぞれの起訴状などにおいて使用されるものとなる。

日本聖教会（きよめ教会、東洋宣教会きよめ教会）は基督教新教の一派にして旧新約聖書に対する故中田重治の独特の解釈を基礎として構成せる教理の宣布を目的とする結社にして該教理たるや（中略）神は近き将来に於て「キリスト」を空中に臨ませ義の審判を開始し戦争其の他災厄の充満せる所謂患難時代を現出せしめたる後「キリスト」を地上に再臨せしめて我国を含む世界各国の統治権を攝取せしめ「キリスト」を統治者、携挙せられたる聖徒を統治に参与する王、神の選民と称するイスラエル人を支配階級と為す千年王国なる地上神の国を

39 同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会編（2003a）、前掲書、71頁

建設し、次で新天新地と称する神の理想社会を顕現すべきものなりとし、天皇統治が右千年王国の建設に際りて廃止せらるべきものなりと做す国体を否定すべき内容のものなり。⁴⁰

ホーリネスの終末観、すなわち、患難時代ののちにキリストの地上再臨があり、キリストが世界各国の統治権を摂取し、統治者となる千年王国（地上神の国）が建設されること、この千年王国の建設に際して天皇統治が廃止されることが、国体を否定するものと明確に示される。これが治安維持法における国体の否定とされたのであり、最も重要な点であった。

特高の記録には、事件の詳細が述べられる。これら三教会は「猶太民族の支配統治する世界一元国家の建設を究極目的」となすものであり、「我国体を否定し、神宮の尊厳を冒瀆すべき内容の教理を信奉宣布し来れる不穩結社」で、「特に大東亜戦争勃発後に於ける動向には最も注意警戒を要する⁴¹」ものである。その教理は「故中田重治の独特の解釈を基礎として構成」されたもので、聖書解釈は「頗る独善的にして他の一般基督教会と全く異なる現実的解釈をなし、且専ら猶太民族復興運動（猶太民族の世界制覇実現運動）の観点よりのみ之を解し居り、我国体を否定すべき内容のもの⁴²」とする。

特高にとって重要だったのが、この聖書の「現実的解釈」である。それを「聖書観」としてさらに詳しく述べる。

其の聖書に対する解釈は、他の一般基督教会の如く聖書を宗教の書として之を専ら精神的、靈的に解釈せむとするものに非ずして、聖書の内容を悉く現実の国家社会の問題に結び付けて解釈し、之に記載せら

40 同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会編『特高資料による戦時下のキリスト教運動Ⅲ』（オンデマンド版）、新教出版社、2003年b、125頁

41 内務省警保局編『社会運動の状況 14 昭和17年』（復刻版）三一書房、1972年、1204頁

42 内務省警保局編、前掲書、1208頁

れたる事項は凡て其の儘文字通り現実地上社会に実現成就するものなりと妄断して、或は現欧州大戦、大東亜戦争を以て聖書に所謂「ハルマゲドンの戦」(現存地上諸国家及全人類に対する終末審判)の開始にして愈現在人類社会の終末近づけりと為し、或は聖書に示されたる予言中の予言とも謂ふべき重要な点は基督の地上肉現にして斯の予言亦必ず成就して、現存諸国家に於ける人的統治制度は凡て廃止せられ、子なる神基督に依る神政政治実現さるるものなりと妄説する等、齊しく聖書を基本の教典とするも叙上の如く他の一般基督教会とは全く異りたる解釈を為し居るもの⁴³

ホーリネスがもつ聖書の「現実的解釈」は他のキリスト教会と全く異なり、他の教会は、聖書を「宗教の書」としてその内容を「精神的、靈的に解釈」するが、ホーリネスは「悉く現実の国家社会の問題に結び付けて解釈」し、聖書の内容が文字通りすべて現実社会に実現すると捉えることである。したがって、第二次世界大戦や太平洋戦争をハルマゲドンの開始とするほか、キリストの地上再臨によって神政政治が実現することが、現実に起こるものとして信じていると捉えられる。そのことによって、「国家社会観」の項で、「右千年王国の建設に際りては我国を始め現存世界各国統治者の固有の統治権は凡て基督に依り摂取せらるるものにして、我国の天皇統治も亦当然廃止せらるべきものなりと做し居れり⁴⁴」と、天皇の統治の廃止と結びつけられるのである。

さらに、「検挙直前の状況」の項目では、太平洋戦争勃発後、ホーリネスにおいて世界情勢と聖書の預言がいかにか結びついているかを明らかにする。

即ち日本聖教会にありては、現在の世界情勢は聖書に示されたる予言の通推移進行しつつあり、然も今次大東亜戦争は現世の終末審判たる

43 内務省警保局編、前掲書、1209頁

44 内務省警保局編、前掲書、1212頁

ハルマゲドンの序曲戦なりと為し、各教師の巡回指導を積極化する等全国的に活発なる宣伝活動を展開し、又きよめ教会及東洋宣教会きよめ教会の両派にありては、故中田重治の主張教理を無条件に信奉して、我国は神の摂理に依り建国せるものにして、日本民族は千年王国即ち猶太王国建設を援助すべき使命を有すと為し、大東亜戦争は猶太民族の世界制覇たる千年王国建設の為の神の経綸遂行に外ならずとて聖戦の目的を歪曲否定し、或は大東亜戦争の進展に伴ひ日・独・伊間に分裂を来すは必然なりとの言説を流布するの外、現在の世界情勢は故中田監督の予言通推移実現しつつあり、大東亜戦争はハルマゲドンの序曲戦なりと妄断し、時期愈切迫せりと為して活発且積極なる啓蒙宣伝運動を全国的に展開する等戦時下国内の治安保持上放任し難き状況にありたり⁴⁵

ホーリネス全体が太平洋戦争を「ハルマゲドンの序曲戦」とみなすことを述べるが、さらにきよめ教会については、日本民族には「千年王国即ち猶太王国建設を援助」する使命があるとし、この戦争を千年王国を建設するための神の経綸となしていることが、「聖戦の目的を歪曲否定」とされている。その主張のもとに活動することが、治安保持上放任できないとされるのである。

見てきたように、天皇統治の廃止という国体の否定が弾圧に至る最も重要な点であったが、特高はその根底に、聖書の「現実的解釈」があると捉える。そこから組み立てられた終末観が国体の否定をはらむものとされ、きよめ教会の「日本民族の使命」も、戦争の独善的な意味づけをするものとして糾弾された。ホーリネス弾圧とは、ホーリネスを明確に他の教会から区別した上で、その再臨信仰のうちに国体の否定を突きつけた出来事であり、天皇制国家において許容されない再臨信仰のありようが示されたことであった。

45 内務省警保局編、前掲書、1214 頁

第3章 再臨信仰と国体

第1節 国体の否定の克服へ

検挙によって突きつけられた国体の否定は、その克服へと向かうことになる。日本聖教会は、すでに中田の教説から離れたことを強調し、神の国を靈的なものとするこゝとで、自らのそれが国体に抵触するものではないことを主張した。東京での合同裁判の弁論要旨では、日本聖教会が、1937年に「千年王国のこの地上に樹立せらるるを信ず」を「地上に神の国の樹立せらるべきことを信ず」と変更し、「全然千年王国に関する点を取り除いた⁴⁶」ことを述べ、「神の国とは神の救いまたは^{けいりん}経綸における靈的秩序の完成を言う⁴⁷と定義すべき」と主張する。神の国は現実社会に実現するものではなく、靈的なものとするこゝとで、国体の否定に当たらないとするものである。

本章は、きよめ教会の牧師である森五郎（1887-1961）に注目し、検挙後の森の教会と、森自身の訊問調書から、国体の否定に直面したきよめ教会の再臨信仰について検討する。

森は、1887（明治20）年栃木県に生まれ、栃木県立農学校に在学中キルボルの説教により入信、1904年車田秋次、山崎亭治とともに中田重治より受洗する。聖書学院を卒業後、山形、宇都宮の福音伝道館補助者を務め、1907-09年の入隊ののち、札幌、横浜、仙台、名古屋で主任福音使（牧師）として務めた。

1939（昭和14）年、中田によって会長に指名され、同時に柏木きよめ教会主任牧師、聖書学院長となり、9月の中田の死後に監督として選出され

46 藤川卓郎「車田秋次外十二名治安維持法違反被告事件弁論要旨」（『車田秋次全集 第7巻 回顧・随筆』いのちのことば社、1986年、112頁）

47 藤川、前掲、117頁。これについて上中は、ホーリネスの自己同一性、キリスト教の自己同一性の否定の上に「無罪」が主張されたと指摘する（上中、前掲論文、440頁）。

る。東洋宣教会きよめ教会との紛争・分裂によって翌年3月に監督を辞任し、中山きよめ教会を経て1940年12月、上海きよめ教会に赴任した。上海きよめ教会は、1942年に上海聖教会と合併して上海大陸教会となり、第九部の海外伝道部長にも任じられた。⁴⁸

日本での一斉検挙に遅れること5日、森は1942年7月1日に上海で検挙された。その際、聖書や教義書、日記、講演筆記、教団分裂関係書類、機関紙、出版物など、約五百数十点が押収されている。東京に移送されて取調べを受け、留置場と拘置所をそれぞれ10ヶ月経験するが、裁判の弁護を担当した海野普吉(1885-1968)によって残された森の訊問調書が、国立国会図書館憲政資料室に海野普吉関係文書として保存されることになった。⁵¹なお、上告中に終戦を迎え、終戦後は免訴となっている。戦後も牧師として務め、基督兄弟団(1946年)、基督聖協団(1958年)の設立に携わっている。

48 合同の経緯を同教会の松村導男が記している。「聖会の最後の夜、聖教会役員
のT兄から、突然爆弾的動議が提案された。「同じホーリネス教会から出た、聖
教会、きよめ教会が、この第一線の上海で二つに分かれておるべきではない。速
やかに無条件で合併して、二つの教会の日本人信者の牧会を一人の牧師が受け
持ち、他の一人の牧師は英米の全宣教師が日本軍のため上海の学校の中に軟禁
されてしまったので、指導者を失った、中華聖潔教団の指導に専念すべきであ
る」と。(中略)両教会の役員たちは、無条件で、両教会の財産を合併し、合同
を決議した。(中略)森五郎牧師は両教会の日本人会員を牧会する事になり、松
村は中国人部部長として中華聖潔教団の中支那にある、二十五の聖潔教会の指
導に専念する事が決定された」(松村導男『恩寵の七十年』「恩寵の七十年」刊
行委員会、1978年、64頁)

49 「訊問調書」(『森五郎氏予審請求書』国立国会図書館憲政資料室海野普吉関係
文書所蔵)

50 「中国ニ於ケル諸外国ノ伝道及教育関係雑件0. 一般及雑 分割2」JACAR (ア
ジア歴史資料センター) Ref.B04012579400 (第37画像目)、中国ニ於ケル諸外国
ノ伝道及教育関係雑件 (外務省外交史料館)

51 海野普吉関係文書は全280点で、人民戦線事件、横浜事件など、多くが戦前

第2節 上海大陸教会の解散

森が主管者を務めた上海大陸教会は、教職者として、日本人部長である森のほか松村導男（中国人部長）、国吉伊三郎、ほかに二人の補教師がおり、森の逮捕後、松村が主管代務者となる。

森の検挙後、教会には警察が介入するようになる。警察は、大陸教会で使用されていた聖書と讃美歌、機関紙を変更させた。⁵² きよめ教会は1939年より、永井直治訳『新契約聖書』に変えて、きよめ教会発行の『符標新約聖書』（元訳）を用いていたが、⁵³ これを、日本基督教団で一般に使用されており、これまで教会では従たるものであった改訳聖書に変更、讃美歌も、中田重治の息子羽後が編纂した『リヴァイヴァル聖歌』（1923年、東洋宣教会出版部）から日本基督教団共通の讃美歌に変更させた。伝道用出版物についても、第六部・第九部の機関紙が発行を停止したため、教団出版局発行の教団機関紙である「福音の光」「新生命」の二種を使用させて集会や伝道に当たらせた。

検挙から10ヶ月後、内地のホーリネス三教会は、文部省より解散を通告される。1943年4月7日、文部省教化局長から統理者富田満、総務局長鈴木浩二、総会議長真鍋頼一、財務局長松山常次郎が面談のため宗教課に出頭を命じられ、⁵⁴ そこで元日本聖教会及び元きよめ教会の教会と宗教結

の思想裁判に関するものである。「日本キリスト教団事件」として11点が所蔵されており、森の訊問調書は、司法警察官（特高）による第1-20回（1942年7月30日-1943年3月27日、第6回欠落）、検事による第1-5回（1943年4月16日-4月30日）、予審判事による第1-7回（1943年12月28日-1944年2月28日）である。ほかに、セブンスデー・アドベンチストの小倉指郎に関する調書類があり、海野は、「太平洋戦争の末期になると、どうしてこんな事件について有罪の判決をされたのかと思われるものがあります。本件もその一例です」と回顧している。（海野普吉著、潮見俊隆編『ある弁護士の歩み』日本評論社、1968年、128頁）

52 「中国ニ於ケル諸外国ノ伝道及教育関係雑件0、一般及雑分割2」JACAR：B04012579400（第37画像目から）、中国ニ於ケル諸外国ノ伝道及教育関係雑件（外務省外交史料館）

53 『きよめの友』1701号（1939年9月7日）

社が、宗教団体法第十六条と治安警察法第八条第二項によって教会設立認可の取消と結社禁止の処分を受けたこと、またその教師らに対して、適当な措置と指導を命じる同日付の通知を受け取った。すなわち、教会主管者や宗教結社の代表者は自発的に教師の辞任をさせ、応じないときは教師の分限を剥奪すること、また主管者ではない教師で起訴されたものもこれに準じるとした。これらに該当しない教師には謹慎を命じ、適当な錬成を行ったうえで分限を復得させ謹慎を解くこと、信徒に対しても適宜指導し、教会も速やかに更生を図ることなどを命じるものである。それに基づき、教団は翌日臨時常議員会を開催し、9日付で文部省の指示通りの文書を関係教師に送付した。⁵⁵

この処分によって本部が解散した後、上海大陸教会は、中支宗教大同連盟の基督教部長である阿部義宗が監督にあたった。⁵⁶ 松村によれば、阿部は警察の依頼で「信者の思想的再教育」のため、毎日曜日礼拝説教を行った。⁵⁷ 1943年7月31日付で在上海総領事館警察署長が在上海総領事に宛てた報告には、このような邪教を放置するのは公序良俗に反する恐れがあり、牧師や信徒総代の思想動向を取り調べた結果中田の再臨説が信奉されているとして、設立許可の取消が求められている。⁵⁸ 教師や信徒総代の「思想(陳述)概要」が付されており、森が検挙されたのちも、主要な信徒らに

54 「元第六部・第九部関係史料紹介」(教団史料ニュース第3号)『教団新報』4011号(1982年9月4日)

55 日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室編『戦時下の日本基督教団(1941-1945年)』(日本基督教団史資料集第2篇)日本基督教団宣教研究所、1998年、128-132頁

56 「中国ニ於ケル諸外国ノ伝道及教育関係雑件0、一般及雑分割2」JACAR : B04012579400(第38画像目)、中国ニ於ケル諸外国ノ伝道及教育関係雑件(外務省外交史料館)

57 松村、前掲書、68頁

58 「中国ニ於ケル諸外国ノ伝道及教育関係雑件0、一般及雑分割2」JACAR : B04012579400(第25画像目から)、中国ニ於ケル諸外国ノ伝道及教育関係雑件(外務省外交史料館)

対し、取り調べが行われていたことがうかがえる。

1943年8月12日、在上海日本総領事館総領事名で「許可取消命令書」が交付され、大東亜省令第9号在中華民國寺院教会廟宇其他の布教所規則第15条及び同省令治安警察規則第6条により、設立許可の取消しと結社の解散が命じられた。即時、集会の停止、献金の停止、教会堂の整理、財産の整理を命じるものであり、実施状況を報告書として提出させたほか、教職と信徒に対し、旧教派の教義の信仰布教は今後一切しないという誓書を提出させるものである。⁵⁹

8月16日付で教会総代名で出された報告書には、12日以降集会（礼拝、伝道集会、祈祷集会、日曜学校その他）を停止したこと、また財産の整理について、教会と附属家屋の運営、教会の備品の保管を阿部に委任することなどが報告されている。信徒ら49名は、「年月以来基督教きよめ派聖教派ノ教理就中基督ノ再臨ヲ信奉シ我国ノ神宮神社ニ対シ謬レル觀念ヲ抱キタル者有リ之カ為メ一般社会ニ対シ思想的悪影響ヲ及スモノ大ナルモノアルヲ悟リ本日限り旧きよめ派及旧聖教派ノ教理教義ノ信仰布教ハ一切致サヌ事ヲ茲ニ誓ヒ依而此処ニ誓書ヲ提出ス」との誓書に署名した。

なおその後、阿部を主管者として単立教会の上海東亜基督教会が創設され、教会員は全員転入したが、礼拝場所は旧大陸教会の礼拝堂であった。松村は一時期説教を禁止されて信徒として奉仕し、民間にも就職したが、1943年の終わり頃から再び説教をするようになったという。⁶⁰

森の検挙後の上海大陸教会は、教義の信仰布教、特にその再臨信仰が禁止され、ホーリネスとしての組織は解散させられる。国家がその教義を禁じ、ホーリネスの教派的特徴を排除することで、信仰の統制が図られた。国家の秩序を乱すものとしてその信仰内容に踏み込み、統制することによって、ホーリネス弾圧は行われたのである。⁶¹

59 「中国ニ於ケル諸外国ノ伝道及教育関係雑件 12. 上海大陸教会関係」JACAR: B04012580600、中国ニ於ケル諸外国ノ伝道及教育関係雑件（外務省外交史料館）

60 松村、前掲書、68-69頁

61 そのことは、この弾圧によって、日本基督教団が部制廃止に至ったことに同

第3節 再臨信仰の展開と転換

続いて、森の訊問調書に注目し、きよめ教会の再臨信仰を、弾圧との関係において検討する。ただし、訊問調書というテキストをいかに読むかという問題には慎重さが必要であり、森の調書において、千年王国と天皇の関係、千年王国における日本の状態などは一貫した語りではなく、特高による調書と予審判事による調書ではその回答が異なっている。森の長女は、森がスパイ嫌疑で拷問にかけられたとし、「このため、父は一か月拷問にかけられたそうです。詳しくは語りませんが、後になって夏の日⁶²に父の身体を見た時、その跡がついていて、辛いところを通らされたのだと感じました」と記している。訊問のなかでそのような暴力行為があったこと、あるいは調書を当局の都合の良いように書いたということも想定されることである。それゆえ、国体に迎合するような回答であれ、国体に否定的な回答であれ、どちらかを本心として依拠すること、あるいはどちらかが本心かという点で読み解くことは意味をもつものではない。ここでは、訊問調書というテキストを、突きつけられた国体の否定をめぐって、

じ様相を呈する。1942年11月、第1回教団総会において、教団成立にあたって設けられていた11の部制の廃止が決議された。教団統理者の富田満は、「特に最近起りました或種の事件を思ふ時真に我々の信仰が一つで無かつた為に基因するのでは無いかと思ひます」とホーリネスの検挙を原因として、「何としても部制解消を計らなければならぬ」と述べている（同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会編 [2003a]、前掲書、178頁）。1943年8月には、ホーリネス教会と酷似共通する信仰理念を有する第七部と第八部の指導のために、教団主催の教師錬成会が行われている（『特高月報』1943年8月、96-97頁）。ホーリネス弾圧からつながって起こった教団の対応は、教団に属する教師信徒の思想や信仰を一元的に掌握し、指導するものであり、信仰の一致を図るという名目により、天皇制国家のなかに存在を許されるキリスト教となることであった。上海大陸教会において、当局による管理のもとで信仰の統制が図られたことが、ある程度の主体性をもつものとして、教団全体で行われたのである。

62 谷中栄「たくわえた御言葉によって」（ホーリネス弾圧同志会委員会編『神の言はつながれてはいない』ホーリネス弾圧記念集会記録集Ⅰ、ヨベル、2007年、35頁）

再臨信仰が国体によって規定されていく過程として読み解くものとした
い。

これまで見てきたように、ホーリネスの再臨信仰が問題となったのは、
千年王国におけるキリストの統治が天皇統治の廃止をもたらすとされ、そ
れが治安維持法における国体の否定と結びつけられたためである。そのた
め、ここでは特に千年王国における天皇統治の問題に注目する。

訊問では、たびたび天皇に関する質問が投げかけられている。検事の第
5回訊問では、「千年王国樹立ノ際我カ日本国家及ビ天皇ノ御地位ハ如何
ニナルカ」⁶³、予審判事からは、第5回訊問で「右教会ノ教義デハ患難時代
ト天皇陛下トノ関係ニ付テ如何ニ説イテ居ルカ」、「右教会ノ教義デハ千年
王国ト日本及天皇陛下トノ関係ニ付テ如何ニ観テ居ルカ」、また第6回訊
問ではさらに直截的に、「被告人ガ以上述ベタキよめ教会後ノ日本基督教
団第九部ノ教義ニ依ルト千年王国ノ建設ニ際シテハ天皇陛下ノ統治権ハ
基督ニ帰スルニ至ルトノ事デアルガ之ハ御神勅ニ示サレ憲法ニ於テ明ラ
カニセラレテ居ル我ガ国ノ特殊ナ国柄即チ日本ノ国ハ万世一系ノ天皇ガ
之ヲ統治シ給フトノ万古不易ノ国体ヲ否定スル事ニナリハシナイカ」⁶⁴と突
きつけられている。

森は訊問のなかで、二つの方向性をもって国体の否定の問題に対処す
る。ひとつは、それまでのきよめ教会の教義や主張に則った上で、千年王
国における天皇の地位について国体に抵触しないものとして新たに展開
すること、また、聖書の読み方そのものを変えるという、それまでのきよ
め教会の信仰の清算である。

予審判事による第5回訊問（1944年1月17日）では、患難時代、千年
王国と、日本国及び日本国民、天皇との関係について問われ、森はそれら
に中田の著作に則って答える。すなわち、患難時代には四大民族がユダヤ
人を迫害するが、東からの天使すなわち日本民族が選民を救出すること、

63 『森五郎氏訊問調査』（国立国会図書館憲政資料室海野普吉関係文書所蔵）

64 以下の引用は、『森五郎氏予審請求書』（国立国会図書館憲政資料室海野普吉
関係文書所蔵）による。

また患難時代の末期には、パレスチナ付近でのハルマゲドンの戦いで南の王と北の王がユダヤの富の争奪戦を始め、しかし東方から日本を盟主とする諸王がイスラエルを救出し、パレスチナの建国を援助するとし、選民を援助し、千年王国時代を来たらせる一助となるという日本民族の使命について、中田の著作に拠りつつ述べている。

そして、その使命のゆえに、患難時代における日本国に対する祝福を述べる。

神ハ我ガ日本国ヲ斯克モ其ノ摂理ノ内ニ用ヒ給フテ其ノ経綸ヲ進サ
レルコト故患難時代ニ於テハ日本ト雖ドモ諸異邦人国家ト同様患難
ヲ免レルコトハ出来ナイトモ必ズ特別ノ取扱ト祝福ヲ受ケテ他国ヨ
リモ患難ハ僅少ニナルノデハナイカト信ジツ、其ノ事ヲ祈ツテ居ル
者デアリマス

さらに、天皇についても、その地位を特別なものとして述べる。

此ノ患難時代ニハ

天皇陛下ニ於カセラレマシテモ御受難ノ余儀ナキコトトワ申シ乍ラ
神ヨリ与エラレタ貴キ民族使命ヲ持ツ国家ノ元首ニアセラレマス
コト故其ノ御受難ノ程度ハ他ノ異邦国家ノ王達ヨリモ少ナイト確信
スルモノデアリマス

日本民族のその使命ゆえに、日本国は他国よりも、またその元首である天皇は他国の王よりも、患難時代における患難の程度が少なくなると述べる。神から与えられた使命によって日本とその元首としての天皇を特別なものと捉えることは、それまでのきよめ教会の教義においてもあり得ることであるが、終末の患難においてもそれを適用するものである。

続く千年王国と天皇についての問いでは、まず、日本民族がイスラエルの建国を援助する使命があるゆえに、千年王国において特別な地位を受け

ることを述べる。

基督ノ地上再臨ノ際諸国民ノ審判ガ行ワレマスガ諸国民ハイスラエルニ対スル態度ニヨリ審判セラレルノデアリマシテ我ガ日本ハ前述ノ如ク患難時代ノ末期ニ於テ「イスラエル」ヲ援助シ之ガ建国ヲ為サシメルノデアリマスカラ他ノ異邦諸国ヨリモ多クノ祝福ヲ受け千年王国ニ入ルノミナラズ千年王国ニ於テハ選民イスラエルノ下デハアリマスガ他ノ異邦人ヨリハ上位ニシクモノト信ジマス

日本民族のその使命ゆえに、他国よりも多くの祝福を受けて千年王国に入り、選民の下の地位を得るとする。さらに、千年王国ではキリストに統治権を返上するという、それまでのホーリネスの終末観に立った上で、各国家の王がキリストの下でその命令に従って国家を治めるとし、特に天皇について述べる。

日本ハ御述ノ如キ使命達成スルノデアリマスカラ千年王国建設ノ際滅スルノデハナクヨリ善キ栄光ノ国家八紘一字ノ実現国家トモ観ルベキ神ノ国ニ於テ弥栄エル為ノ発展的解消ヲナスモノト観ルノデアリマス（中略）

天皇陛下ニ於サレテハ基督ニ大政奉還遊サレルノデアリマスガ矢張り日本民族ノ元首トシテ其ノ御立場ニ寄セラレル日本国ヲ基督即チ神ノ御統治下ニ在ツテ治メ給フノデアルト思ヒマス

斯克シテ我ガ国家ハ「君ガ代」ニテ示サレテ居ル如クニ永遠ニ御栄エ皇統モ連綿トシテ永遠ニ至ルモノデアルコトヲ信ズルモノデアリマス

繰り返し述べるように、ホーリネス弾圧は、千年王国における天皇統治の廃止が最も重要な点であったが、ここで森は、天皇もキリストに統治権を返上すると述べるものの、しかしキリストの統治下で日本の統治を継続

し、皇統はなお連綿と続くとする。国体の否定から逃れるものとして、きよめ教会の教義を捉え直すものである。

このように、森は訊問のなかで、国体の否定を回避するように、その再臨信仰を捉え直す。ホーリネスの終末観と中田の民族的使命に則った上で、それを国体に抵触しないものとして展開させるのであり、天皇制国家において許され得る再臨信仰として提示することである。

あるいは、再臨信仰の転換へと向かう方向性も見られる。特高、検事、予審判事それぞれの最終の訊問では、現在の心境や将来の方針について問われているが、予審判事の第7回訊問（1944年2月28日）において、森は次のように述べる。

私ノ今日マデ持ツテ居ツタ再臨信仰ハ確カニ我ガ国体ト合致セヌ信仰デアル事ガ判明致シマシタ

元来国家思想ノ欠乏ト余リニモ聖書的ト云フ所カラ聖書ヲ鵜呑ミニシテ精神的靈的ニ解スベキ所ヲ具体的ニノミ解釈シ国体ヲ中心トシテ信仰モ考フベキ事ヲ忘レタ結果知ラズ知ラズノ中ニ貴ク我国体ヲ否定スルガ如キ信思想ヲ持ツ様ニナツタノデアリマス

自らの再臨信仰が国体と合致しない信仰であったとし、国家観念が薄かったこと、また「精神的靈的」に解釈すべき聖書を「具体的」にのみ解釈したことに原因を帰している。特高が指摘していた聖書の「具体的」解釈を森自身も問題とするものであり、それによって、「従来ノきよめ教会ガ其ノ教義トシテ信ジテ参リマシタ所ノ四重の福音中ノ基督再臨説及千年王国ニ付テノ信仰及其ノ解釈ハ余リニ現実的具体的ニナツテ現実ノ政治及経済ニ迄関係スル様ニナツテ宗教ノ分限ヲ越シタ感ガアリマス」と反省を示す。

その結論は、国体を中心としたキリスト教である。「此ノ際私ハ此ノ反国体的ナル基督ノ再臨及千年王国ニ関スル信仰ハ全ク解消致シマシテ新シキ信仰ニ出発」するとし、今後のキリスト教は、「我ガ国体ヲ中心ニ凡

テノ信仰ヲ出発シテ皇道ニ従ウタ日本的基督教」にならなければならないとする。

森の調書に示されたことは、国体を否定しない再臨信仰の模索であり、皇道に従う日本的キリスト教への契機である。それは本心か否かではなく、再臨信仰が国体によって規定されることで、天皇制国家に包摂される信仰の世界が表されたものと捉えられよう。国体に抵触しない再臨信仰として、突きつけられた国体の否定を克服することへと向かったのである。

終わりに

本稿は、きよめ教会の再臨信仰を弾圧との関係において捉え、中田から継承した主張と、再臨信仰のうちにある天皇統治の廃止をめぐるなされた統制と弾圧、そしてその克服を検討した。

中田は、1930年代の世界情勢を終末のしるしとして捉え、それを聖書の預言と結びつけた。世界情勢のなかに聖書の預言を見出し、聖書のなかに世界情勢を読み込むことで、終末における「イスラエルの回復」「日本民族の使命」を唱えたのであり、きよめ教会は中田の主張を継承するものとして活動する。

きよめ教会において、日本は神の使命が託された特別な民族、神意に沿った国家であり、日本の国策の実現は、すなわち預言の実現と捉えられた。そのゆえに、戦争に進む国家体制を支える信仰となり、中田の死後も、戦争が進行する状況のなかに預言の実現が見出され、皇軍の勝利が願い求められていった。

しかし、その愛国的な信仰は、あくまでも彼らの日本に対する独善的な意味づけから生じるものであり、天皇制国家のなかに認容される信仰ではなかったことが示されることになる。ホーリネス弾圧において、彼らの再臨信仰は国体を否定するものとされ、聖戦の目的を歪曲するとして糾弾されるとともに、天皇統治の廃止をはらむものとして排除された。聖書に対する彼らの「現実的解釈」に原因が帰されることで、精神的靈的な聖書解

積へと向かわせるものとなり、検挙後になされた様々な統制は、キリスト教としての均質化へと向かわせた。聖書の「現実的解釈」による宗教的領域から政治的領域への具現化を阻み、宗教的領域へと押し返そうとする動きである。

きよめ教会の愛国主義をともなう再臨信仰は、政治的領域への介入として規制され、国体に抵触しない信仰へと向かった。信仰が国体のなかに規定されていく過程であり、国家の許容し得るキリスト教へ向かう動きである。彼らの再臨信仰は、国体の否定を回避するものとして展開し、あるいは転換することで、天皇制国家に包摂される信仰的世界へと進んだのである。